平成三十年政令第百六十六号

の還付の手続等を定める政令 条第六項の権利の実行のための営業保証金 割賦販売法の一部を改正する法律附則第五

規定に基づき、この政令を制定する。 成二十八年法律第九十九号)附則第五条第七項の その営業保証金が供託されている供託所に提出省令・経済産業省令で定める様式による書面を しなければならない。 十五号)第八条第一項の規定によるほか、法務 ようとする者は、供託法(明治三十二年法律第 っせん業者が供託した営業保証金の還付を受け 第六項の権利の実行のため登録包括信用購入あ 内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律(平 割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条

3 2 付しなければならない。 る書面二通を、還付された営業保証金を供託しは、法務省令・経済産業省令で定める様式によ において単に「経済産業局長」という。)に送 営業所の所在地を管轄する経済産業局長(次項 ていた登録包括信用購入あっせん業者の主たる 供託所は、前項の営業保証金を還付したとき 経済産業局長は、前項に規定する書面を受け

しなければならない。

規定する登録包括信用購入あっせん業者に送付

取ったときは、当該書面のうちの一通を同項に

する。 律の施行の日 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法 附 (平成三十年六月一日) から施行